乙部町

公共施設等総合管理計画

令和6年3月

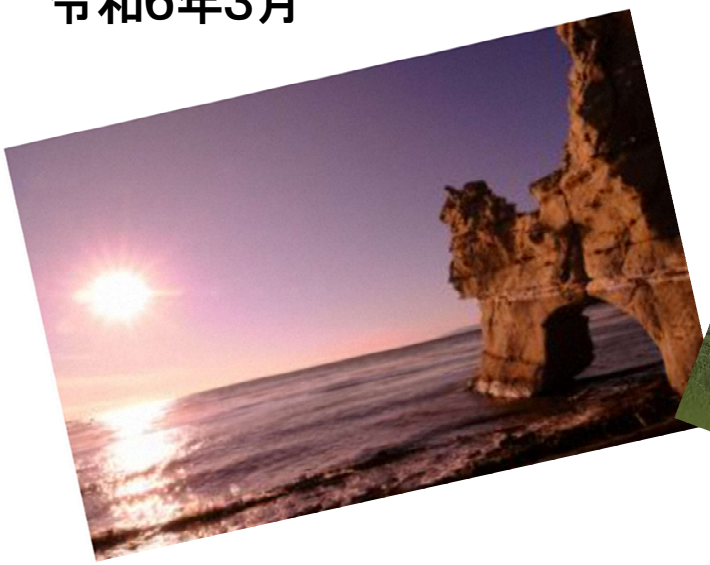

乙部町

乙部町　公共施設等総合管理計画

目次

Ⅰ　公共施設等総合管理計画の概要

1．公共施設等総合管理計画策定の背景と目的 ---------- 1
2．本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間 ---------- 3

Ⅱ　公共施設を取り巻く環境

1．乙部町の概要 ---------- 5
2．将来の人口 現状と予測 ---------- 6
3．当町の財政状況 ---------- 7
4．公共施設（建築物）の状況 ---------- 9
5．建築物系施設の建築年度別の状況 ---------- 20
6．インフラ施設の状況 ---------- 21

Ⅲ　公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1．人口減少を見据えた整備更新 ---------- 25
2．公共施設等の管理に関する実施方針 ---------- 27

Ⅳ　施設類型ごとの管理に関する基本方針

1．建築系公共施設（ハコモノ）の管理に関する基本方針 ---------- 33
2．土木系公共施設（インフラ）の管理に関する基本方針 ---------- 36
3．公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果 ---------- 38
4．公共施設等のコスト、数量に関する数値目標 ---------- 41

Ⅴ　総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

1．総合的かつ計画的な管理を実現するための構築方針 ---------- 44
2．フォローアップの実施方針 ---------- 45
3．PDCA サイクルの確立 ---------- 46

本文中、各表の金額は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。

Ⅰ 公共施設等総合管理計画の概要

１．公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

（１）公共施設等総合管理計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理費や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。

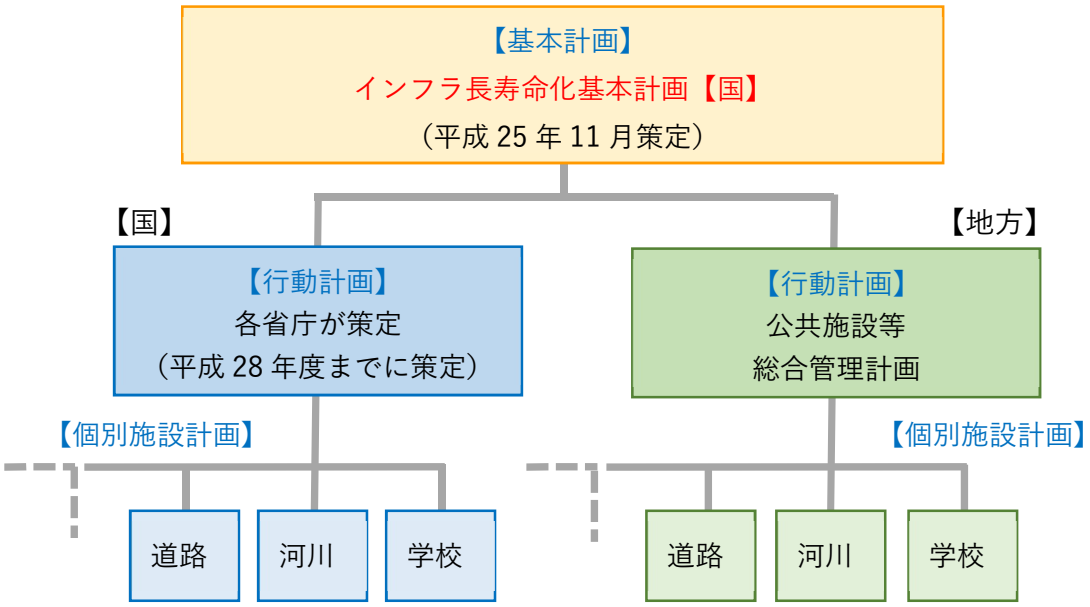

（参考：総務省［インフラ長寿命化計画の体系］）

当町においても、人口急増期にあたる昭和 40 年代（1970 代）後半から平成初期（1990 年代前半）に、多くの公共施設を整備してきましたが、現在、これらが建築後 40 年から 50 年余りが経過し、老朽化が進行している状況です。

これら施設の老朽化に伴い事故等の発生確率が増すことにより、住民が安心、安全に公共施設サービスを受けることに支障をきたすことを懸念しています。

今後、これらの施設が、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えていくことになりますが、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障経費の増加などにより厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは困難となっています。

（２）公共施設等総合管理計画の目的

「乙部町公共施設等総合管理計画」は当町の公共施設等の現状および将来の見通しを把握し、どのように対処していくべきか基本方針を定めることを目的とし、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（総財務第 75 号平成 26 年 4 月）で示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に準拠して策定するものです。

また、本計画は各種個別施設計画の内容及び令和 5（2023）年 10 月 10 日付けの総務省通知を踏まえて改訂したものとなります。

（３）公共施設等総合管理計画の位置づけ

当町のまちづくりの最上位に位置付けられる「乙部町まちづくり計画」をはじめとする各種計画があり、本計画においては施設ごとの取組に対して、基本的な方針を提示するものです。

乙部町まちづくり計画

↓

乙部町公共施設等総合管理計画

↓

個別施設計画等																
公共施設（建築物）												インフラ系施設				
町民文化系施設	社会教育系施設	スポーツ・レクリエーション系施設	産業系施設	学校教育系施設	教員住宅	子育て支援施設	保健・福祉系施設	医療系施設	行政系施設	公営住宅	その他施設	道路	橋梁	簡易水道	下水道	その他

2　本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

（1）本計画における対象となる公共施設

当町が保有する公共施設等のうち、公共施設（建築物）とインフラ系施設を対象とします。公共施設（建築物）については、町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、教員住宅、子育て支援施設、保健・福祉系施設、医療系施設、行政系施設、公営住宅、その他施設の 12 類型に分類しました。

また、インフラ系施設については、道路、橋梁、簡易水道、下水道、その他の 5 類型を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■公共施設等の分類

大分類	番号	施設分類名称	主な施設
公共施設（建築物）	1	町民文化系施設	各地区集会施設、町民会館、公民館　等
	2	社会教育系施設	しびの岬自然体験館、文化財保存センター　等
	3	スポーツ・レクリエーション系施設	町民体育館、町民プール、いこいの湯　等
	4	産業系施設	契約野菜選別施設、 ミネラルウォーター製造工場　等
	5	学校教育系施設	乙部小学校、栄浜小学校、明和小学校、 乙部中学校、給食センター　等
	6	教員住宅	教員住宅
	7	子育て支援施設	つくし保育園、みさき保育園（休園中）　等
	8	保健・福祉系施設	特別養護老人ホームおとべ荘、 在宅福祉保健複合施設　等
	9	医療系施設	乙部町国民健康保険病院、医師住宅　等
	10	行政系施設	役場庁舎、防災資機材備蓄センター　等
	11	公営住宅	町営住宅、町有住宅
	12	その他施設	バリアフリー移住体験住宅、 館浦温泉公園管理棟　等
インフラ系施設	1	道路	
	2	橋梁	
	3	簡易水道	
	4	下水道	
	5	その他	

（２）計画期間

当町の公共施設等は、今後 40 年の間に更新整備費が断続的に膨大することから、長期的な公共施設等にかかる経費の削減と平準化を図るために、計画期間を 40 年間とします。

総合管理計画は、中長期的な視点が不可欠であることから、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討します。

特に、公共施設等の更新費用将来の見通しでは、建築系公共施設の更新やインフラ系公共施設の更新時期が今後 30 年～40 年間に集中することから、計画期間を 40 年間とします。

計画期間「40 年間」

平成 28（2016）年度～令和 37（2055）年度

Ⅱ 公共施設を取り巻く環境

1．乙部町の概要

乙部町は北海道南部を形成する渡島半島の西部、檜山管内のほぼ中央部に位置（北緯 41 度 58 分、東経 140 度 08 分）しています。南は江差町、北は八雲町に接し、西は日本海に面し、東は厚沢部町及び渡島山脈を境に八雲町に隣接しています。

気候は、日本海を北上する対馬暖流の影響を受け、比較的温暖です。初霜は 11 月上旬、冬期間は北西の強い季節風に見舞われますが、積雪は 0.5～1.2m と多くありません。

図　乙部町位置図

資料：乙部町ホームページ

2．将来の人口　現状と予測

当町の人口は平成 22（2010）年の 4,408 人から、徐々に減少し、令和 2（2020）年には平成 22（2010）年当時と比較して 22.8%減少し、3,403 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、乙部町の人口は、今後も急速に減少を続け、令和 27（2045）年には 1,445 人（平成 22（2010）年比約 67%減少）になる見込みです。

近年の人口減少は、少子化社会を迎え出生数が死亡数を大きく下回る自然減が起き、さらに、町内の産業の低迷による後継者不足や、景気低迷による就労確保の場を都市部に求めた社会減が起きたことも大きな要因となっています。

人口減少に伴い税収等も減少し、施設更新の財源が乏しくなるだけではなく、通常の維持管理費用も厳しくなるため、現状の施設数や延床面積は削減しなければなりません。

【年齢別将来人口推計】

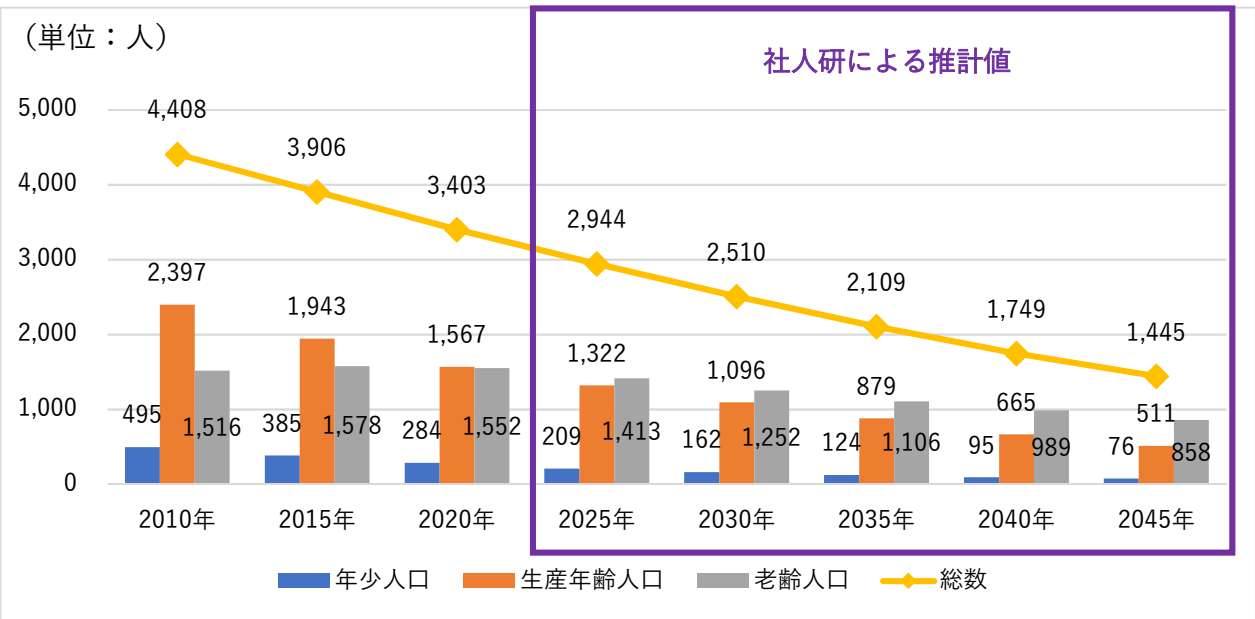

（単位：人）

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年
年少人口	495	385	284	209	162	124	95	76
生産年齢人口	2,397	1,943	1,567	1,322	1,096	879	665	511
老齢人口	1,516	1,578	1,552	1,413	1,252	1,106	989	858
総数	4,408	3,906	3,403	2,944	2,510	2,109	1,749	1,445

年少人口：14 歳以下　　生産年齢人口：15～64 歳　　老齢人口：65 歳以上

３．当町の財政状況

（１）歳入の状況

令和４（2022）年度の一般会計を基に当町の歳入の状況をみると、町税（地方税）が約 2.9 億円で、地方交付税が約 24.0 億円となっています。

図　歳入の推移

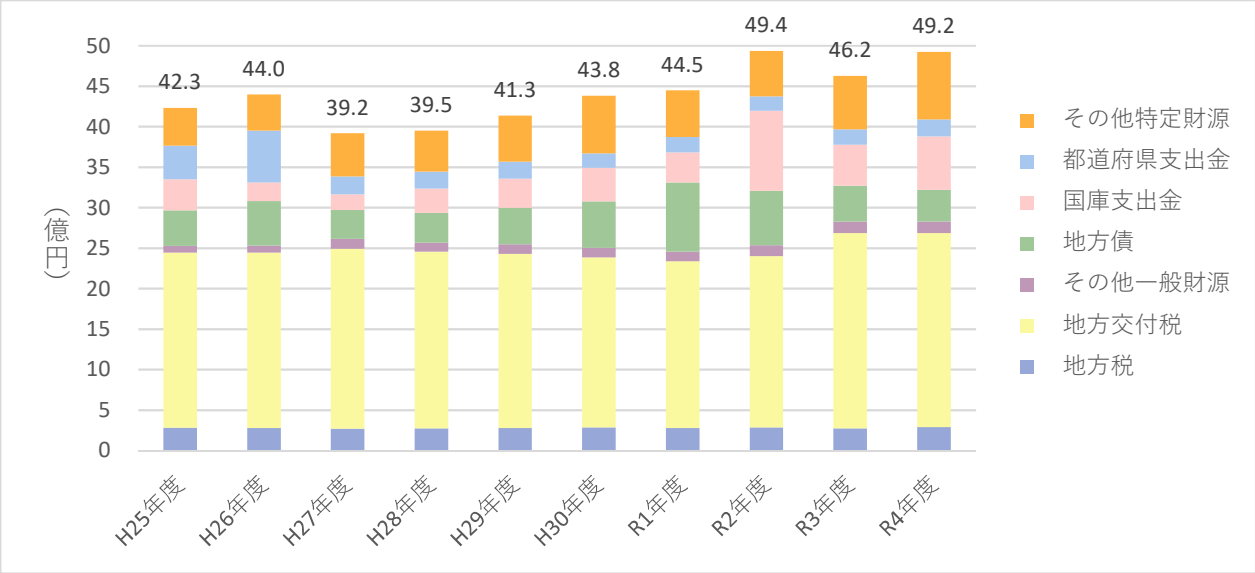

図　令和４（2022）年度　歳入の割合

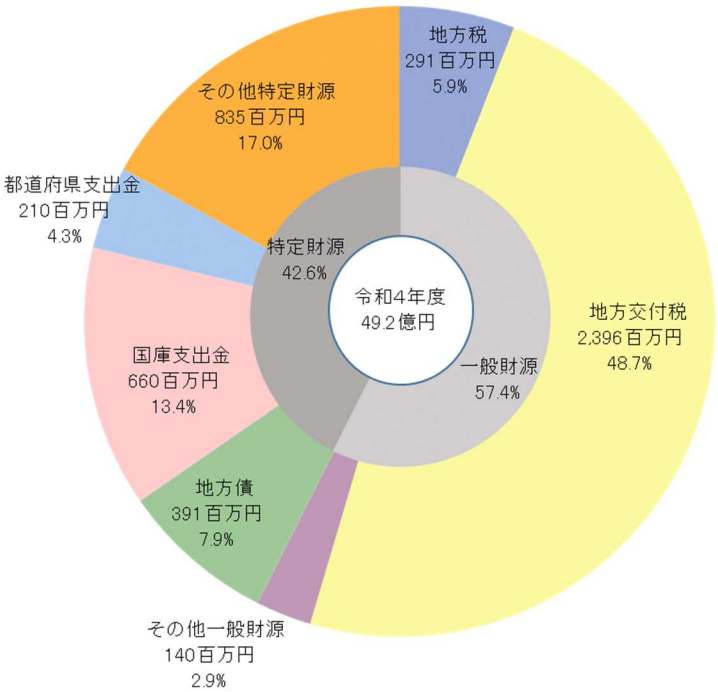

（２）歳出の状況

令和４（2022）年度の一般会計を基に当町の歳出の状況をみると、投資的経費が約 7.6 億円で、物件費が約 5.3 億円となっています。

図　歳出の推移

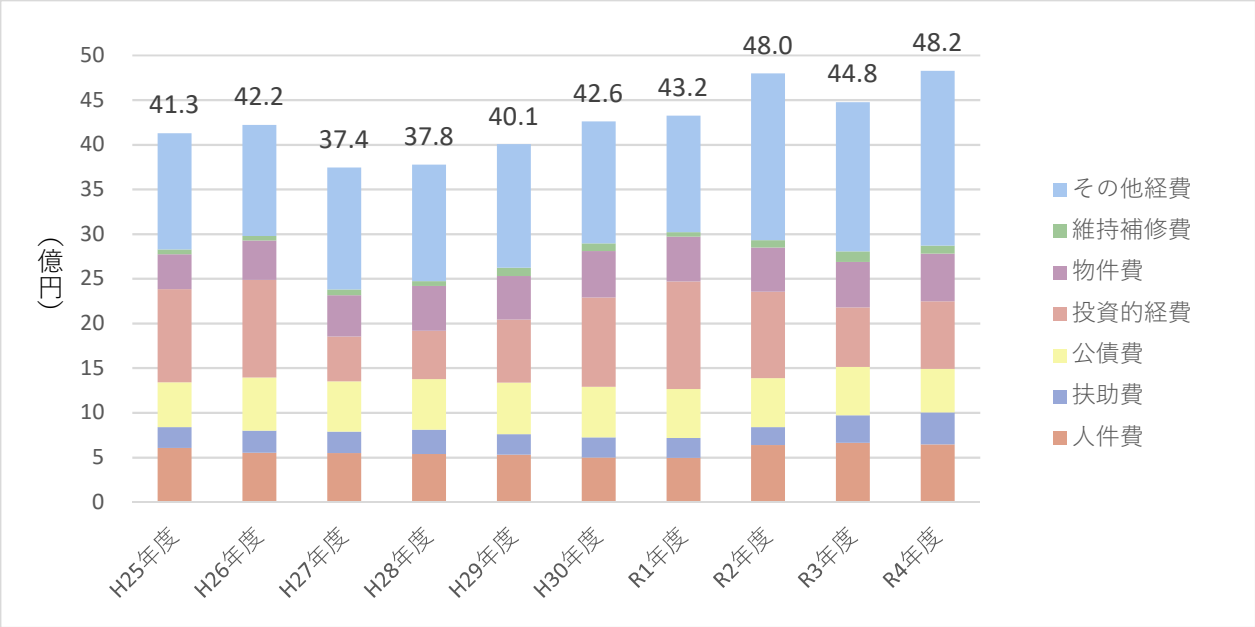

図　令和４（2022）年度　歳出の割合

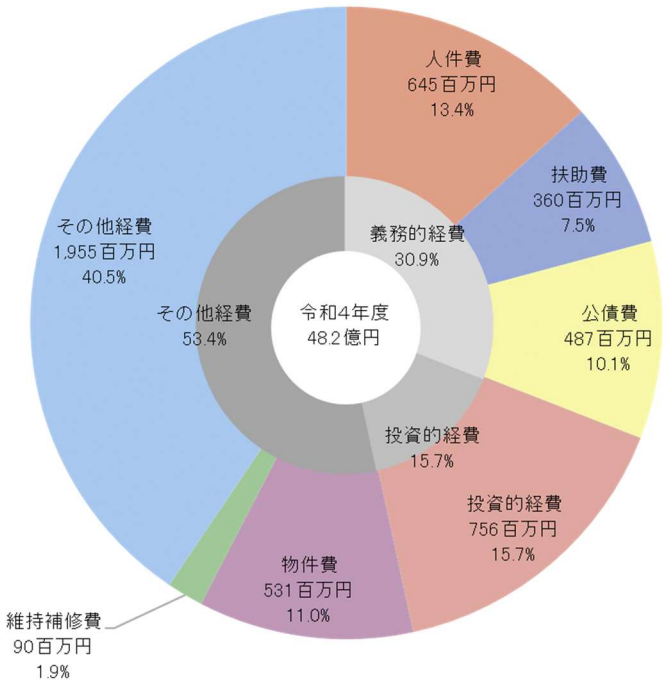

４．公共施設（建築物）の状況

（１）乙部町の公共施設（建築物）の所有状況

令和４（2022）年度末（令和５（2023）年３月 31 日）現在の公共施設（建築物）の延床面積合計は約 7.5 万㎡となっており、その内訳は、大きい順で公営住宅が 22.3%、学校教育施設が 19.1%、その他が 12.4%と続きます。

また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設（建築物）で 22.2 ㎡となっています。

■資産別の延床面積

番号	資産分類	施設数（棟）	延床面積（㎡）	割合（%）	人口一人当たりの面積（㎡）
1	町民文化系施設	18	8,305.19	11.0%	2.4
2	社会教育系施設	4	4,104.95	5.4%	1.2
3	スポーツ･レクリエーション系施設	11	6,507.17	8.6%	1.9
4	産業系施設	10	2,558.17	3.4%	0.8
5	学校教育系施設	11	14,477.03	19.1%	4.3
6	教員住宅	22	2,393.95	3.2%	0.7
7	子育て支援施設	4	1,050.53	1.4%	0.3
8	保健・福祉系施設	9	4,245.00	5.6%	1.2
9	医療系施設	9	2,420.46	3.2%	0.7
10	行政系施設	10	3,319.69	4.4%	1.0
11	公営住宅	50	16,868.80	22.3%	5.0
12	その他	63	9,402.90	12.4%	2.8
合　計		221	75,653.84	100.0%	22.2

※固定資産台帳より作成

※人口は令和２（2020）年 10 月国勢調査（3,403 人）

図　公共施設（建築物）の割合

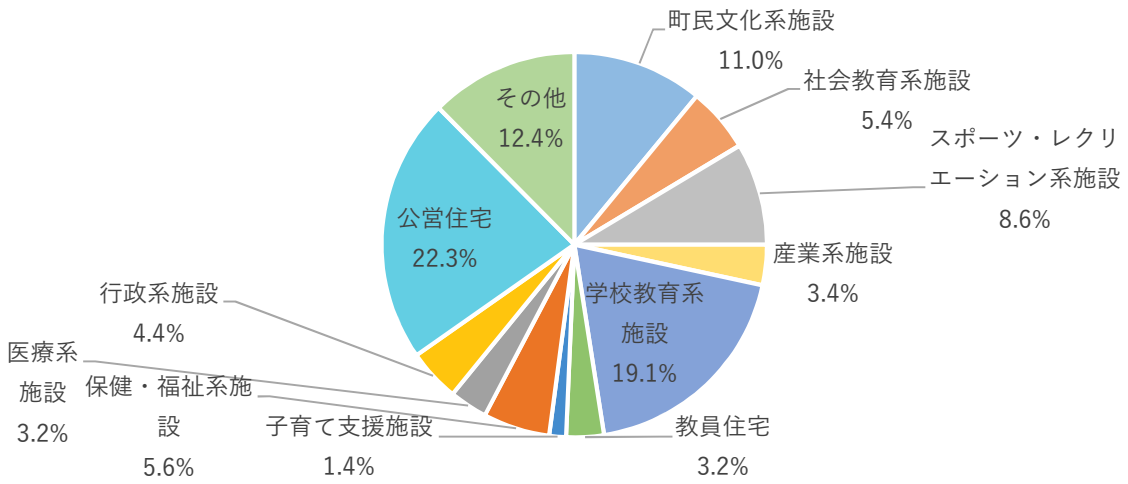

（２）公共施設老朽化の状況

①建築経過年数の状況

個別施設計画で記載した公共施設の建築からの経過年数をみると、築 30 年未満の公共施設は全体の 47.0%となっており、築年数 30 年以上の公共施設は 53.0%となっています。

特に築 40 年以上経過した公共施設は全体の 29.0%を占めています。

■資産別の建築経過年数　（単位：㎡）

番号	分類名称	築 10 年未満	築 10 年以上 20 年未満	築 20 年以上 30 年未満	築 30 年以上 40 年未満	築 40 年以上	計
1	町民文化系施設	485.71	826.25	1,557.12	895.08	4,541.03	8,305.19
2	社会教育系施設	0.00	0.00	0.00	678.00	3,426.95	4,104.95
3	ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	1,967.61	0.00	724.74	938.13	2,912.69	6,543.17
4	産業系施設	28.15	0.00	1,613.82	272.48	607.72	2,522.17
5	学校教育系施設	0.00	1,222.95	6,906.51	4,477.16	1,870.41	14,477.03
6	教員住宅	0.00	184.00	1,982.36	227.59	0.00	2,393.95
7	子育て支援施設	69.37	0.00	0.00	981.16	0.00	1,050.53
8	保健・福祉系施設	2,834.77	0.00	1,410.23	0.00	0.00	4,245.00
9	医療系施設	112.62	208.19	0.00	286.53	1,813.12	2,420.46
10	行政系施設	139.12	587.07	0.00	557.80	2,035.70	3,319.69
11	公営住宅	768.47	3,145.91	4,597.77	4,845.83	3,510.82	16,868.80
12	その他	365.54	1,006.50	2,803.89	4,034.04	1,192.93	9,402.90
合　計		6,771.36	7,180.87	21,596.44	18,193.80	21,911.37	75,653.84
割　合		9.0%	9.5%	28.5%	24.0%	29.0%	100.0%

図　公共施設（建築物）の老朽化の割合

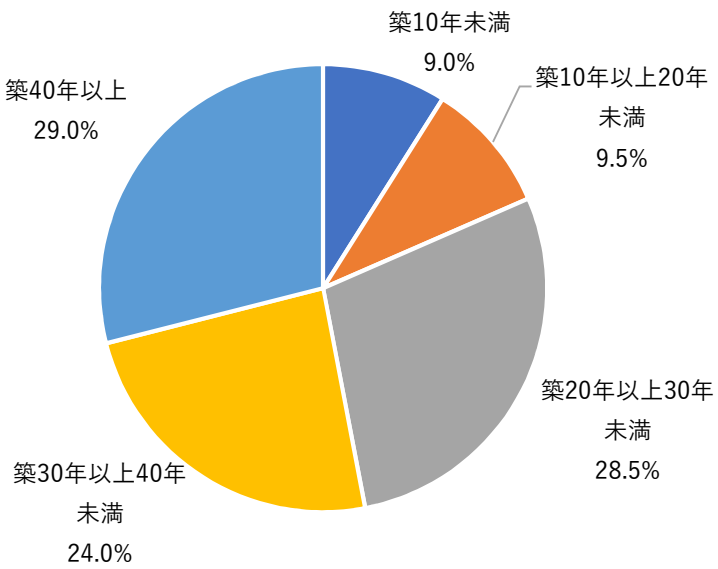

②有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得価額」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、「腐朽が進行しているか」の指標となります。

これまでの本町の公共施設（建築物）における総建築額は、約 147 億円です。内訳としては、上位順で学校教育系施設が約 32 億円、有形固定資産減価償却率は 63.5%、公営住宅が約 26 億円、有形固定資産減価償却率は 60.9%と、資産が老朽化している状況となっています。

こうした現状から、建築物の一人当たりの延床面積の縮減や、延命措置の実施又は取り壊しによる公共施設の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

■資産別の有形固定資産減価償却率

番号	分類名称	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	有形固定資産減価償却率（%）
1	町民文化系施設	1,681,214	1,281,004	76.2%
2	社会教育系施設	710,805	697,982	98.2%
3	スポーツ・レクリエーション系施設	1,227,066	864,439	70.4%
4	産業系施設	376,989	316,462	84.3%
5	学校教育系施設	3,242,398	2,057,674	63.5%
6	教員住宅	409,963	378,390	92.3%
7	子育て支援施設	178,023	144,480	81.2%
8	保健・福祉系施設	1,945,873	177,685	9.1%
9	医療系施設	109,401	74,888	68.5%
10	行政系施設	390,239	325,697	83.5%
11	公営住宅	2,607,344	1,588,745	60.9%
12	その他	1,833,530	1,251,518	68.1%
合　計		14,712,845	9,158,963	62.2%

③有形固定資産減価償却率の推移

建築物の減価償却率は、令和元（2019）年度に 53.7%であったものが令和 5（2023）年度には 62.2%と増加しており、今後も増加を続けることになります。

■減価償却率の推移

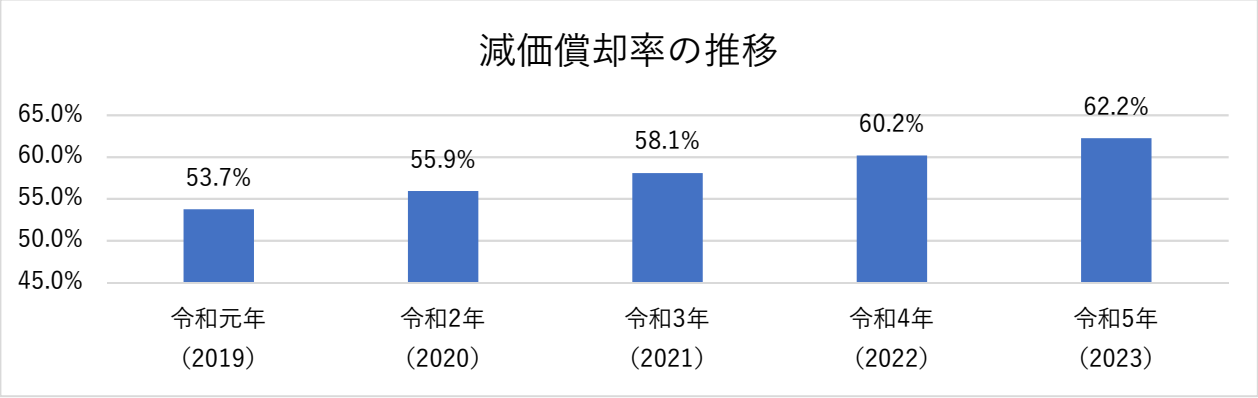

（３）資産分類別の施設の状況

①町民文化系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産減価償却率（%）
滝瀬寿の家	1978	45	228.42	100.0%
生きがい交流センター	1993	30	783.23	90.0%
緑町寿の家	1980	43	192.11	100.0%
館浦研修会館	1966	57	117.35	100.0%
館浦研修会館増築	1980	43	44.72	100.0%
姫川ふれあいセンター	1994	29	635.55	87.0%
旭岱寿の家	1977	46	171.72	100.0%
旭岱寿の家増築	1989	34	9.72	100.0%
富岡辺地保健福祉館	1967	56	168.80	100.0%
富岡辺地保健福祉館増築	1985	38	102.13	102.6%
ゆりの里活性化センター	1997	26	576.28	57.2%
栄浜ふれあいセンター	2005	18	258.80	82.8%
元和交遊館	1995	28	345.29	84.0%
とよはま地区センター	2010	13	567.45	59.8%
千岱野ふるさと館	2014	9	231.00	41.4%
乙部町公民館	1983	40	1,856.21	80.0%
乙部町町民会館	1976	47	1,761.70	94.0%
三ツ谷ふれあいセンター	2019	4	254.71	18.4%

②社会教育系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産減価償却率（%）
しびの岬自然体験館	1975	48	1,537.09	96.0%
しびの岬自然体験館体育館	1976	47	496.07	100.0%
乙部町文化財保存センター（旧姫川小、ふるさと体験交流館）	1948	75	1,393.79	100.0%
乙部町文化財保存センター（旧姫川小体育館、ふるさと体験交流館）	1991	32	678.00	96.0%

③スポーツ・レクリエーション系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産減価償却率（%）
自然環境活用センター	1981	42	459.00	100.0%
自然環境活用センター車庫	1990	33	68.04	100.0%
おとべ温泉いこいの湯	1998	25	602.04	75.0%
ルート２２９元和台	1998	25	73.20	100.0%
町民体育館	1978	45	2,341.17	99.0%
町民体育館車庫	1994	29	49.50	100.0%
町民プール	1986	37	826.80	100.0%
乙部町民グラウンド備品庫	1982	41	16.52	100.0%
富岡スキー場ロッジ	1984	39	36.00	100.0%
富岡スキー場管理棟	1987	36	7.29	100.0%
光林荘	2014	9	1,967.61	41.4%
光林荘車庫	1983	40	96.00	100.0%

④産業系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産減価償却率（%）
契約野菜選別施設	1972	51	382.12	100.0%
契約野菜選別施設倉庫	1975	48	225.60	100.0%
契約野菜選別施設予冷庫	1992	31	99.14	100.0%
ミネラルウォーター製造工場	1996	27	894.38	89.1%
ミネラルウォーター製造工場倉庫	1996	27	330.20	89.1%
元町みなと交流館	2002	21	389.24	63.0%
組織培養施設	1989	34	173.34	100.0%
クラフトビール製造施設　井戸小屋	2017	6	4.97	40.2%
特産品直売所　ゆりの里直売所	2017	6	23.18	40.2%

⑤学校教育系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産減価償却率（%）
乙部小学校	1987	36	3,588.65	79.2%
乙部小学校屋内運動場	1988	35	888.51	100.0%
栄浜小学校	1978	45	1,618.80	99.0%
栄浜小学校屋内運動場	1998	25	713.37	75.0%
格納庫	1999	24	8.30	100.0%
明和小学校	1996	27	1,645.75	59.4%
明和小学校屋内運動場	1997	26	743.70	57.2%
乙部中学校	2003	20	3,742.39	44.0%
物置	2003	20	53.00	100.0%
乙部中学校屋内運動場	2004	19	1,222.95	41.8%
給食センター	1971	52	251.61	100.0%

⑥教員住宅

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産減価償却率（%）
教員住宅乙部 10-1	1991	32	78.57	100.0%
教員住宅乙部 23 号棟	1994	29	332.83	78.3%
教員住宅乙部 24 号棟	1995	28	78.52	100.0%
教員住宅乙部 25・26 号棟	1999	24	272.34	100.0%
教員住宅乙部 27	2013	10	95.00	46.0%
教員住宅乙部 28	2013	10	89.00	46.0%
教員住宅姫川 5-1	1995	28	74.52	100.0%
教員住宅姫川 12-1・13－ 1	2000	23	136.18	100.0%
教員住宅栄浜 6-1	1993	30	74.52	100.0%
教員住宅栄浜 8 -1	1996	27	74.50	100.0%
教員住宅栄浜 11-1	1996	27	74.50	100.0%
教員住宅栄浜 13-1(元和)	1992	31	74.50	100.0%
教員住宅栄浜 17-1	1997	26	74.50	100.0%
教員住宅栄浜 18- 1	1997	26	74.50	100.0%
教員住宅栄浜 19-1	1997	26	74.50	100.0%
教員住宅栄浜 20-1	1997	26	74.50	100.0%
教員住宅栄浜 21-1.22-1	2000	23	136.18	100.0%
教員住宅明和 9-1	1994	29	79.38	100.0%

施設名称	取得年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産減価償却率（%）
教員住宅明和 13-1	1996	27	74.50	100.0%
教員住宅明和 14-1	1994	29	79.38	100.0%
教員住宅明和 17-1・18-1・19-1	1998	25	197.82	100.0%
教員住宅明和 20-1	1998	25	73.71	100.0%

⑦子育て支援施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産減価償却率（%）
つくし保育園	1993	30	637.95	90.0%
つくし保育園増築（増築）	2019	4	59.43	12.0%
つくし保育園物置	2019	4	9.94	18.4%
みさき保育園（休止中）	1987	36	343.21	97.2%

⑧保健・福祉系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産減価償却率（%）
高齢者ふれあいセンター	2002	21	265.81	96.6%
ケアセンターおとべ	1999	24	1,054.42	52.8%
ケアセンターおとべ車庫	1999	24	90.00	100.0%
特別養護老人ホームおとべ荘	2023	0	2,696.02	0.0%
特別養護老人ホームおとべ荘（貯水槽ポンプ室）	2023	0	41.41	0.0%
特別養護老人ホームおとべ荘（キュービクル）	2023	0	28.98	0.0%
特別養護老人ホームおとべ荘（車庫）	2023	0	68.36	0.0%

⑨医療系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産減価償却率（%）
国民健康保険病院	1963	60	1,783.60	100.0%
医師住宅　1 号棟（院長）	2010	13	198.25	59.8%
医師住宅　2 号棟（副院長）	1989	34	172.53	100.0%
医師住宅車庫	1989	34	37.80	100.0%
医師住宅　3 号棟（副院長）	2017	6	112.62	27.6%

施設名称	取得年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産減価償却率（%）
車庫兼倉庫	1990	33	56.70	100.0%
貯蔵庫	1976	47	29.52	100.0%
発電機消化ポンプ室	1984	39	19.50	100.0%
キュービクル	2013	10	9.94	59.0%

⑩行政系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産減価償却率（%）
役場庁舎	1965	58	1,155.52	100.0%
役場庁舎増築棟	1993	30	557.80	81.0%
除雪機格納庫（旧建設課）	1976	47	178.21	100.0%
書庫（旧消防）	1969	54	80.75	100.0%
旧消防（車庫）	1969	54	109.25	100.0%
書庫（土蔵）	1981	42	59.44	100.0%
防災資機材備蓄センター	2012	11	393.29	73.7%
役場倉庫（旧農協定温倉庫）	1968	55	452.53	100.0%
土木機械格納庫	2004	19	193.78	100.0%
町有バス等格納庫	2016	7	139.12	41.3%

⑪公営住宅

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産減価償却率（%）
町営住宅滝瀬第一団地	1987～2012	11～36	3,210.69	24.2～97.2%
町営住宅滝瀬第二団地	1976～1978	45～47	1,843.92	100.0%
町営住宅元町団地	2011	12	317.48	55.2%
町営住宅緑町団地	1977～1985	38～46	3,051.96	85.8～100.0%
町営住宅館浦団地	1993～2002	21～30	5,287.27	46.2～66.0%
町営住宅鳥山団地	1985	38	127.42	100.0%
町営住宅栄浜団地	1983	40	406.08	88.0%
町営住宅元和第一団地	1975～1976	47～48	398.26	100.0%
町営住宅元和第三団地	1979	44	238.96	100.0%

施設名称	取得年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産減価償却率（%）
町営住宅潮見団地	1990	33	254.84	89.1%
町営住宅豊浜団地	1998	25	277.64	67.5%
特公賃住宅みどり団地	1996～1997	26～27	567.50	70.2～72.9%
町有住宅姫川	1989～1995	28～34	148.05	100.0%
町有住宅明和	1981	42	74.56	100.0%
町有住宅富岡	1979～1984	39～44	135.82	100.0%
町営住宅ふれあい通り緑町団地	2015	8	299.46	36.8%
公営住宅緑町団地	2018	5	469.01	23.0%

⑫その他

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産減価償却率（%）
さわやかトイレ	1993	30	47.74	99.0%
栄浜バス待合所	1993	30	5.06	100.0%
可笑内バス待合所	1995	28	5.06	100.0%
館浦バス待合所	2012	11	5.18	64.9%
元和バス待合所	1988	35	4.96	100.0%
三ツ谷バス待合所	1997	26	5.06	100.0%
三ツ谷坂下バス待合所	1986	37	7.29	100.0%
大岩バス待合所	1987	36	4.96	100.0%
滝瀬バス待合所	1996	27	5.06	100.0%
潮見バス待合所	2012	11	5.18	64.9%
鳥山バス待合所	1993	30	5.06	100.0%
旭岱バス待合所	1993	30	5.06	100.0%
乙部岳トイレ	1992	31	7.68	100.0%
街なみ環境集会施設（プラザおとべ）	2008	15	294.32	63.0%
宮の森公園公衆便所	1985	38	23.40	100.0%
縁桂公園公衆便所	1987	36	3.24	100.0%
館浦温泉公園管理棟	1988	35	210.60	100.0%
しびの岬公園公衆トイレ	2005	18	46.15	48.6%
栄浜ふれあい公園トイレ	2005	18	11.27	100.0%
乙部町民グラウンド公衆便所	1989	34	35.91	100.0%

施設名称	取得年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産 減価償却率（%）
明和町民グラウンド器具庫便所	1988	35	82.62	100.0%
旧栄浜保育園	1978	45	310.30	100.0%
旧ナルミ事務所	1993	30	357.73	100.0%
旧ナルミ工場	1993	30	1,316.53	99.0%
旧ナルミ通販倉庫	1993	30	498.40	99.0%
旧ナルミ倉庫	1993	30	471.84	99.0%
ヘリコプター場外離着陸場管理棟	1992	31	174.47	100.0%
燃料保管庫	1992	31	24.53	93.0%
緑町温泉貯湯槽	1999	24	77.62	52.8%
館浦温泉ポンプ棟	1980	43	22.00	100.0%
館浦温泉源上屋	1990	33	2.00	100.0%
鳥山温泉エネルギー棟	1990	33	18.00	89.1%
新館浦温泉貯湯槽	2010	13	114.28	59.8%
新館浦温泉源泉棟（ポンプ室）	2010	13	5.18	87.1%
生命の泉（能登）	1997	26	5.70	100.0%
生命の泉改修（能登）	2016	7	5.70	46.9%
生命の泉（こもない）	1998	25	13.30	100.0%
生命の泉改修（こもない）	2016	7	13.30	46.9%
生命の泉（とい）	1996	27	34.00	100.0%
生命の泉改修（とい）	2016	7	34.00	46.9%
生命の泉（ひめかわ）	1998	25	64.80	100.0%
生命の泉改修（ひめかわ）	2016	7	64.80	46.9%
生命の泉（八幡さん）	1997	26	49.00	100.0%
生命の泉改修（八幡さん）	2016	7	49.00	46.9%
浄化センター（管理棟）	2000	23	484.17	62.1%
浄化センター（汚泥棟）	2000	23	742.03	62.1%
浄化センター（水処理棟）	2000	23	1,295.05	62.1%
豊浜漁業集落排水施設	2006	17	336.36	45.9%
乙部浄水場管理棟	1973	50	668.00	100.0%
低区配水池量水器室	1973	50	4.00	100.0%
低区配水池上屋	1973	50	11.60	100.0%
元和・三ツ谷浄水場管理棟	1986	37	372.00	74.0%
元和・三ツ谷浄水場流量計室	1986	37	4.00	99.9%
栄浜配水池上屋	1986	37	20.00	74.0%
豊浜浄水場管理棟	1986	37	326.00	74.0%

施設名称	取得年度	経過年数	面積（㎡）	有形固定資産 減価償却率（%）
緑町温泉足湯「ゆったり」	2006	17	29.81	78.2%
元和台森林公園東屋	2002	21	23.04	100.0%
雑用水施設上屋	2007	16	158.77	32.0%
旧歯科診療所	1972	51	161.47	100.0%
旧歯科診療所増築	1982	41	15.56	100.0%
旧歯科診療所物置	1986	37	4.96	100.0%
バリアフリー移住体験住宅Ａ棟	2017	6	107.65	27.6%
バリアフリー移住体験住宅Ｂ棟	2017	6	91.09	27.6%

５．建築物系公共施設の建築年度別の状況

現行の耐震基準（新耐震基準）は、昭和 56（1981）年に改正され、導入されたものです。新耐震基準の考え方は、中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものとなっています。

上記をひとつの基準とし、本町における建築年度別の延床面積（㎡）を見ると下表のとおりになります。

当町においては、新耐震基準（昭和 57（1982）年以降）で建築された比較的新しい施設が多くなっていますが、依然として旧耐震基準（昭和 56（1981）年以前）で建築されたものが、25.8％を占めており、今後の対応を考える必要があります。

■年度別・分類別建築延床面積　（単位：㎡）

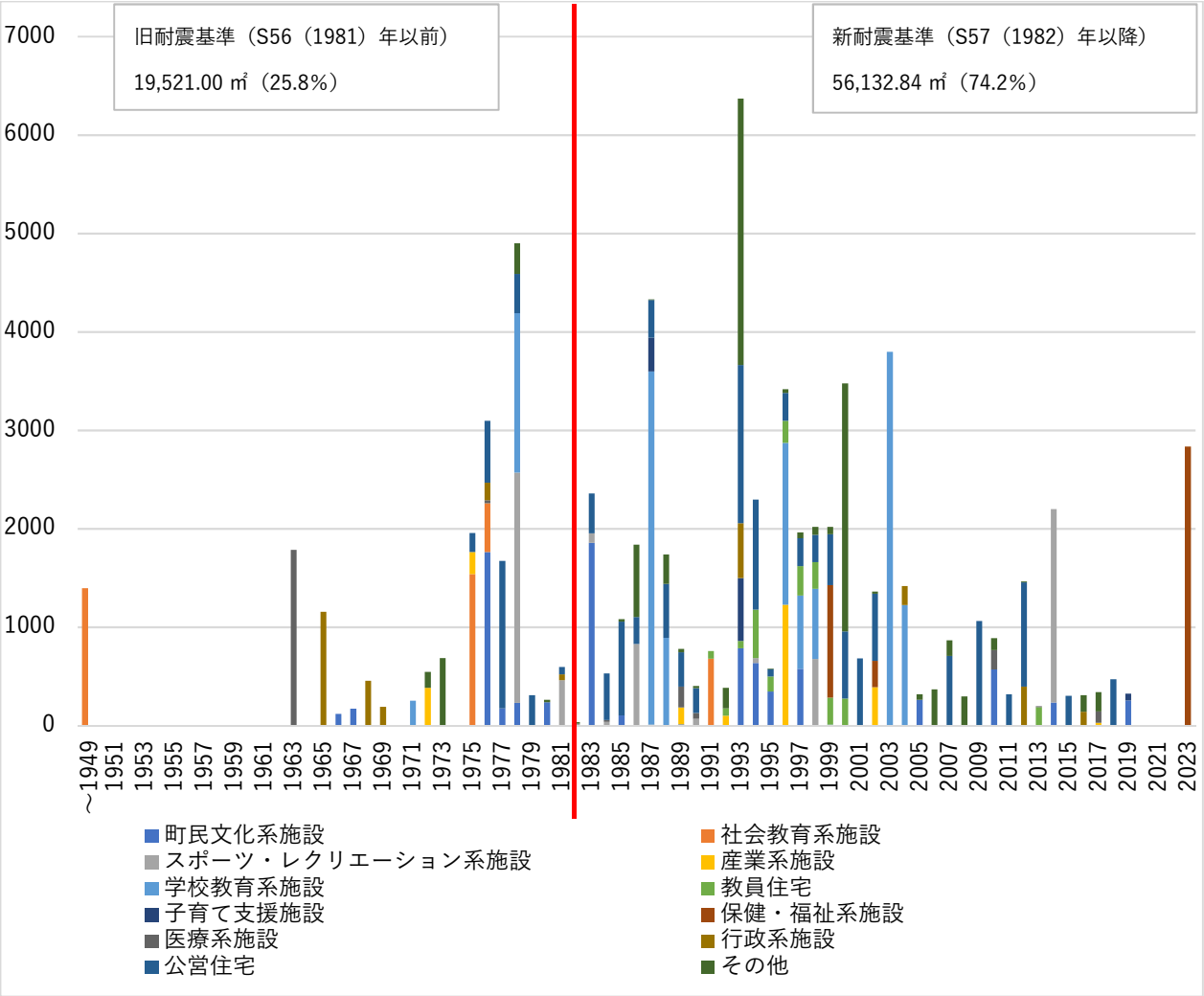

６．インフラ施設の状況

（１）道路

道路は令和 3（2021）年 4 月 1 日現在で国道の実延長 14.6 ㎞が改良舗装率ともに 100%、道道の実延長は 19.3 ㎞あり、改良舗装率は 79.3%と整備が進み、今後は二次改良が迫られています。特に道道乙部港線、乙部厚沢部線は、自動車の増加等に伴い子どもから高齢者まで歩行者が安心して通行できるよう地域住民からの強い整備の要望により事業が進められ、乙部厚沢部線は平成 21（2009）年度、乙部港線は平成 23（2011）年度で整備が完了しました。また、道道旭岱鳥山線は国道（鳥山～館浦）が通行規制になった際の迂回路として、この路線の意義が大きく再評価され、令和元（2019）年度から未改良区間の整備が進められています。

一方、町道は実延長 134.8 ㎞で令和 2（2020）年度末には改良率 76.2%、舗装率 67.3%と改良率、舗装率ともに低いですが、日常生活と密接な関連のある道路の整備は進んでいます。このように、住民生活の利便性は向上しますが、今後も全体的に道路整備のレベルアップを計画的に行わなければなりません。

更に、産業の自立を促進するためには、農林道についても重要であるため、計画的に整備を促進しなければなりません。

■町道の状況（令和 3（2021）年 4 月 1 日現在）

区分		昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道	改良率（%）	35.9	52.6	68.2	73.1	76.2
	舗装率（%）	21.8	36.8	58.2	64.3	67.3
農道延長（m）		5,116	6,732	7,968	9,177	9,488
林道延長（m）		11,465	11,929	15,776	41,465	47,931

（2）橋梁

当町が管理する橋梁は現在 41 橋あり、このうち架設後 50 年経過している橋梁は 13 橋です。20 年後の令和 22（2040）年には、架設後 50 年以上の橋梁が全体の 71％にあたる 29 橋となり、急速に高年齢化が進むことが予想されます。

今後、増大が見込まれる橋梁の修繕・架替えに要する経費に対し、限られた財源の中で橋梁の安全・安心を確保するためには、修繕計画を策定し計画的な維持管理を行う必要があります。

図　橋梁経過年数の割合

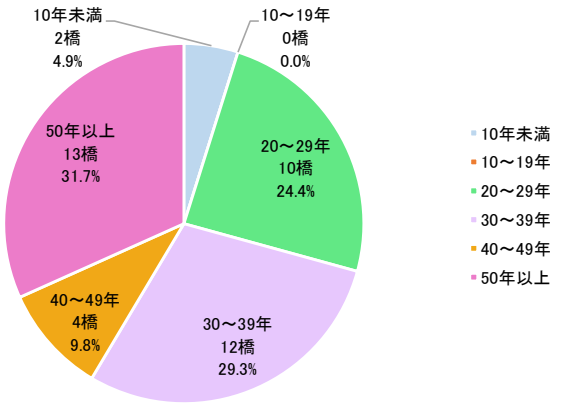

■乙部町橋梁経過年数（令和 2（2020）年現在）

供用年数	橋梁数	割合（%）	主な橋梁（供用年数）
50 年以上	13	31.7	極楽橋（55 年）、目名 4 号橋（60 年）
40～49 年	4	9.8	緑川橋（47 年）、上汐見橋（49 年）
30～39 年	12	29.3	汐見橋（34 年）、旭岱 1 号橋（38 年）
20～29 年	10	24.4	花磯橋（23 年）、黄金橋（28 年）
10～19 年	0	0.0	―
10 年未満	2	4.9	来拝橋（5 年）、下女男橋（2 年）
合計	41	100	

図　建築後 50 年以上の橋梁箇所数の増加

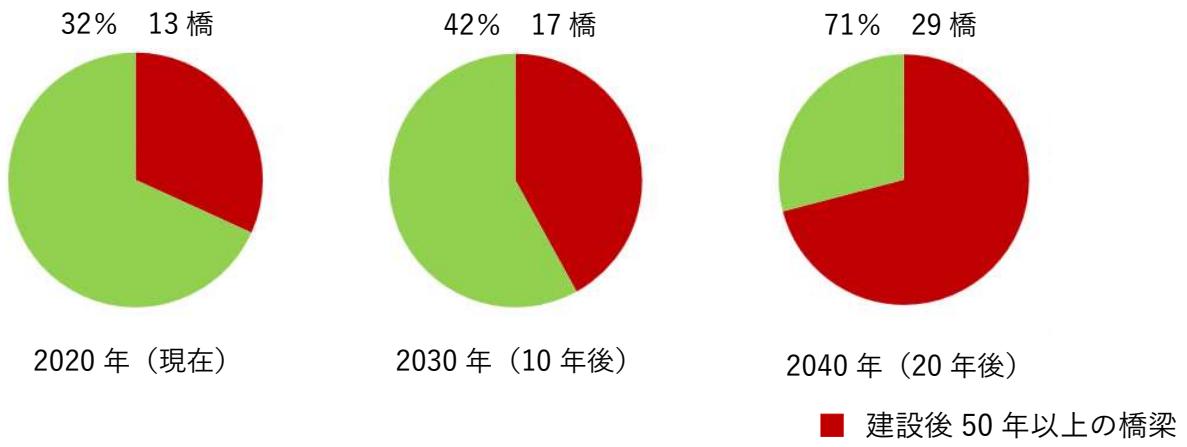

（３）簡易水道

①乙部地区の水道施設

乙部地区の取水施設、浄水施設、配水施設は昭和 48 年～昭和 49 年（1973 年～1974 年）に建設されており、当時建設された構築物は約 50 年が経過しています。

制御盤やテレメーター盤を平成 5（1993）年に更新しているほか、計装設備や薬注ポンプなどの機械設備については平成 22（2010）年度から平成 24（2012）年度にかけて更新しており、主要な機械・電気設備の更新は完了しています。

施設能力としては、一日平均給水量に対しての余力は大きいものの、一日最大配水量に対しては余裕のない状況であり、現状の水量では施設規模の縮小は困難な状況にあります。

②元和・三ツ谷地区の水道施設

元和・三ツ谷地区の取水施設、浄水施設、配水施設は昭和 52（1977）年に建設されており、当時建設された構造物は 45 年が経過しています。

制御盤やテレメーター盤を平成元（1989）年に更新しているほか、計装設備や薬注ポンプなどの機械設備については平成 24（2012）年度に更新しており、主要な機械・電気設備の更新は完了しています。

施設能力としては、一日平均給水量に対しての余力は大きいものの、一日最大配水量に対しては余裕のない状況であり、現状の水量では施設規模の縮小は困難な状況です。

③豊浜地区の水道施設

豊浜地区の取水施設、浄水施設、配水施設は昭和 62（1987）年に建設されており、当時建設された構造物は 35 年が経過しています。

計装設備や薬注ポンプなどの機械設備については平成 24（2012）年度に更新しており、主要な機械・電気設備の更新は完了しています。

施設能力としては、一日平均給水量に対しての余力は大きいものの、一日最大配水量に対しては余裕のない状況であり、現状の水量では施設規模の縮小は困難な状況です。

④導水管・送水管・配水管

乙部地区と元和・三ツ谷地区の創設時期である昭和 50（1975）年、昭和 51（1976）年に管路が集中しており、昭和 50（1975）年の布設延長が 13.6 ㎞、昭和 51（1976）年の布設延長が 10.6 ㎞となっています。

これらの管路は布設後 45 年を経過したところであるため、今後は漏水の状況により更新を進める必要があります。

図　地区・年度別布年延長

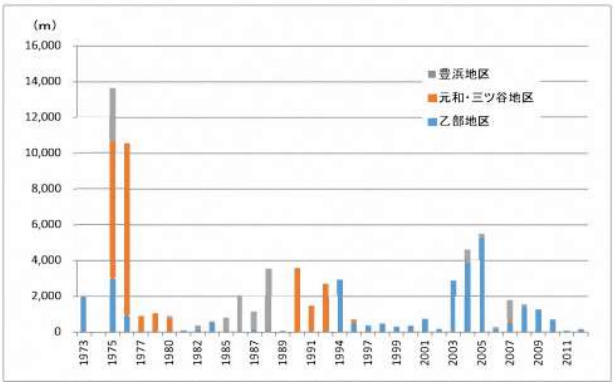

図　口径・年度別布設年長

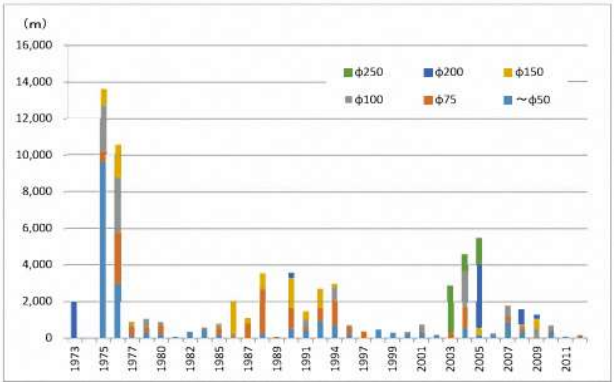

（4）下水道

管渠は最も古いものでも経過年数が 25 年ほどであり、管の老朽化が進んでいます。

施設利用率、重要幹線の耐震化率が共に高い状態であり、将来的には人口減少により、利用率が低下することが予想されます。低コストおよび小規模区域向けの下水道手法を導入することで普及率が向上し、改善される可能性があります。

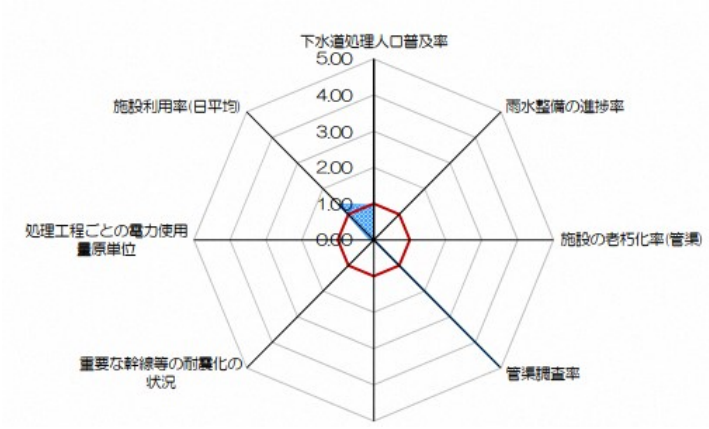

管渠 100 ㎞当たり陥没箇所数

最新年平均との比較

重要指標	平成 27（2015）年	令和 2（2020）年
下水道処理人口普及率（%）	64.7	71.9
雨水整備の進捗率（%）	0.0	0.0
施設の老朽化率（管渠）（%）	0.0	0.0
管渠調査率（%）	20.0	79.8
重要な幹線等の耐震化の状況（全体）（ハード対策）（%）	98.8	98.8
処理工程ごとの電極使用料原単位（処理水量あたり）	0.8	0.5
施設利用率（日平均）	63.8	52.8

Ⅲ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

１．人口減少を見据えた整備更新

公共施設等の管理に際しては、以下の３つを基本的な方針として、基本的な考え方を示します。
・人口減少を見据えた整備更新
・住民ニーズへの適切な対応
・民間活力の導入

（１）人口減少を見据えた整備更新

当町は、引き続き人口減少が見込まれています。新規施設の整備は最小限に抑制し、既存の公共施設を貴重な財産と捉え、適切な維持管理によって、できる限り長期間使用します。

①人口動態などに基づいた全体面積・施設規模のコントロール

公共施設の整備・更新時期を迎えることによって、多額の更新費が見込まれます。また、公共施設を適切に維持管理・運営するためには、様々な費用が必要です。公共施設全体の延床面積を、当町の人口や人口構成の変化、費やせる財源などに沿って適切に調整します。

②既存公共施設の長期使用と予防保全・機能改善

新耐震基準で整備された公共施設や耐震補強工事を行った公共施設は、定期的に修繕工事を実施することで長寿命化を図り、将来にわたり有効活用します。特に不具合発生の都度修理を行う「事後保全」から、事故が起こる前に計画的に実施する「予防保全」への転換を目指すことで、既存公共施設を良好な状態に保つことが大切です。

また、スロープや手すりなどのバリアフリー対応、太陽光発電設備などの環境対応、省エネ対策などで時代の要求に即した改修工事の実施に努めます。

（２）住民ニーズへの適切な対応

公共施設等は本来、住民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、適切に利用されて初めてその効果を発揮します。社会経済の状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指します。

①用途転用又は複合化による既存公共施設の有効活用

建物は、長期間の使用を前提に整備されますが、その間に公共施設に期待する住民ニーズが変化する場合があります。この場合、建物を支える耐久性の高い構造躯体を活用しつつ、内装のみを改修する「用途（機能）転用」や一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、住民ニーズの変化に適切に対応し、既存公共施設の有効利用に努めます。

②公平性に基づく受益者負担の適正化

公共施設の維持管理などに要する経費（コスト）は、当町の税などの一般財源と施設利用者による受益の対価（使用料等）から賄われています。公共施設の使用料などは、公共施設を利用する人としない人との公平性に考慮して施設利用者には公平で適正な負担を求めることが重要です。社会経済環境の変化や利用実態に合わせて、使用料などを適切に設定します。

（３）民間活力の導入

簡素で効率的な町政運営のため、着実な行財政改革が重要ですが、一方で、町の職員や財源などの行政資源には限界があります。公共施設の維持管理・運営や新規整備や修繕工事における資金調達について、多様な主体との協働を図ります。

①公共施設管理における民間活力導入の検討

最近では、指定管理者制度、PFI[注1]、包括的民間委託[注2]など、これまで行政が担っていた役割を民間などが担う仕組みが整えられてきました。また、地方自治法の改正により、これまでに認められていなかった行政財産も、一定の条件の下で貸付けができるようになりました。

当町では、特に公共施設の維持管理・運営において指定管理者制度を推進します。公共施設の機能や役割に応じて、民間企業、自治会など、多様な主体の利点を活かし協働で推進します。

②公共施設を核としたコミュニティの醸成

公共施設は、この住民協働型のまちづくりにおけるコミュニティの核となり得るものです。
したがって、まちづくりや防災、地域の拠点など、コミュニティにおいて公共施設が担っている多様な役割に十分留意します。

③住民参加による合意形成

公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃止に当たっては、住民の理解と合意形成が重要であり、十分な話し合いと時間をかけての合意形成を進めて行きます。

注[1] PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金力及び技術的能力を活用して行う手法のこと

注[2] 包括的民間委託：民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準（性能要件）を満足する条件で、下水処理場の運転・維持管理について民間事業者（受託者）の裁量に任せるという性能発注の考え方に基づく委託方式のこと

２．公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に際しては、実施方針として６項目を設定し取り組みます。
・点検・診断の実施方針
・維持管理・修繕・更新等の実施方針
・安全確保の実施方針
・耐震化の実施方針
・長寿命化の実施方針
・統合や廃止の推進方針

（１）点検・診断等の実施方針

・施設は、日常点検と定期点検・臨時点検を実施し、点検履歴の記録は老朽化対策等に活かします。
・施設については、定期的に施設診断を行うよう努めます。

①点検・保守・整備

建物は、数多くの部品、部材や設備機器などから構成されます。部材、設備は使い方や環境および経年劣化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させます。日常管理は、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって建物の劣化及び機能低下を防ぐため、総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などを行います。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、みずから実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。委託契約により実施している場合は、保守・点検・整備が契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握します。

保守・点検・整備は、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かしていきます。

②施設の診断

公共施設等については、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に施設診断を行うよう努め、診断記録は集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

・維持管理および修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。
・長期修繕計画、中期修繕・改修計画を策定し、施設の適法性の管理、インフィル（内装・設備等）の計画的保全、および施設の統廃合推進方針と整合を図ります。

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。修繕や小規模改修については、公共団体と管理会社が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

維持管理および修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減することを目指します。

②更新・改修の実施方針

建物を長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要です。そのため内容・設備等を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくよう努めます。

また、長期修繕計画の策定、それまでの間に定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の策定を検討し、不具合が発生したそのつど対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し計画的な保全を実施していくよう努めます。

施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理及び把握を行います。

■適法性の主な管理項目

適法性管理	関連法規適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保険法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建築取引業法、借地借家法
	定期検査の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気室検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

既存施設については、長期間の活用を原則としますが、安全性、法規適合性、構造性能など施設維持が困難な理由が生じた場合、施設の更新を検討します。

更新の際には、更新理由を明確にし、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行うとともに、統合や廃止の推進方針と適合性を図ります。

（3）安全確保の実施方針

・重要な評価項目で危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。
・施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討します。

公共施設が、万一の事故・事件・災害に遭遇した時に損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧する体制を平時から整えることは重要です。

そのため、敷地安全性、建物安全性、火災安全性等の危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討します。

■（参考）施設の安全確保に係る項目

評価項目			内　容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
		敷地安全対策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無
			危険物の種類	・消防法危険物（1 類・2 類・3 類）・有・無
			保安距離	・危険物から 50m以内、200m以内
	建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容集積荷重・超過
		耐震安全性	建設年	・1981 年 6 月以前
			耐震診断	・Is 値＞0.6/0.6＞Is 値＞0.3/0.3＞Is 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
			免震、制震	・有・無
		耐風安全性	耐風等級	・等級
		耐水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
		耐落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火整備・防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のｱｽﾍﾞｽﾄ排除状況
			空気質安全性の確保	・ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ・ﾄﾙｴﾝ・ｷｼﾚﾝ・ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ・ｽﾁﾚﾝ放散速度

評価項目			内　容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	生活環境安全性	水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のｱｽﾍﾞｽﾄ排除状況（年代・部位）
			PCB 排除	・ﾄﾗﾝｽ・蛍光灯・ｼｰﾘﾝｸﾞから PCB 排除状況（年代･部位）
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からﾌﾛﾝ、消火剤からﾊﾛﾝ排除状況
			CCA 対策	・木造土台の CCA・有無
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・痛風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・風害防止要件の満足度
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度
			騒音･振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度
			障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の％
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60 年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40 年）と改修年の差
			附属設備耐久性	・設備耐用年数（20 年）と改修年の差
	不具合状況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆみの状況
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、ﾊﾟﾃ・ｼｰﾘﾝｸﾞの状況
		内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色・有・無
		附帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			その他設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況

出典：FM 評価手法・JFME13 マニュアル（試行版）

（４）耐震化の実施方針

・昭和 56（1981）年以前の新耐震設計基準に満たない公共施設については、公共施設・災害時避難所・集会施設等の優先順位付けを行い、順次計画的に補強改修、若しくは建替えを実施します。

当町では平成 21（2009）年 3 月に「乙部町耐震改修促進計画」を策定し、町有施設の耐震化に取り組むことを位置付けており、本計画においても同様の方針で取り組んでいきます。

（５）長寿命化の推進方針

・総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。個別に長寿命化計画等が策定されている場合はそれに準拠します。
・建替周期は大規模改修を経て 60 年とし、更に使用が可能であれば長寿命化改修を行って 80 年まで長期使用します。

①総合的かつ計画的な管理

定期的な診断と診断結果に基づいた小規模改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、橋梁など個別に長寿命化計画が策定されている場合は、個別計画に準拠して適切な管理を実施し、施設の長寿命化を進めます。

図　長寿命化における経過年数と機能・性能イメージ

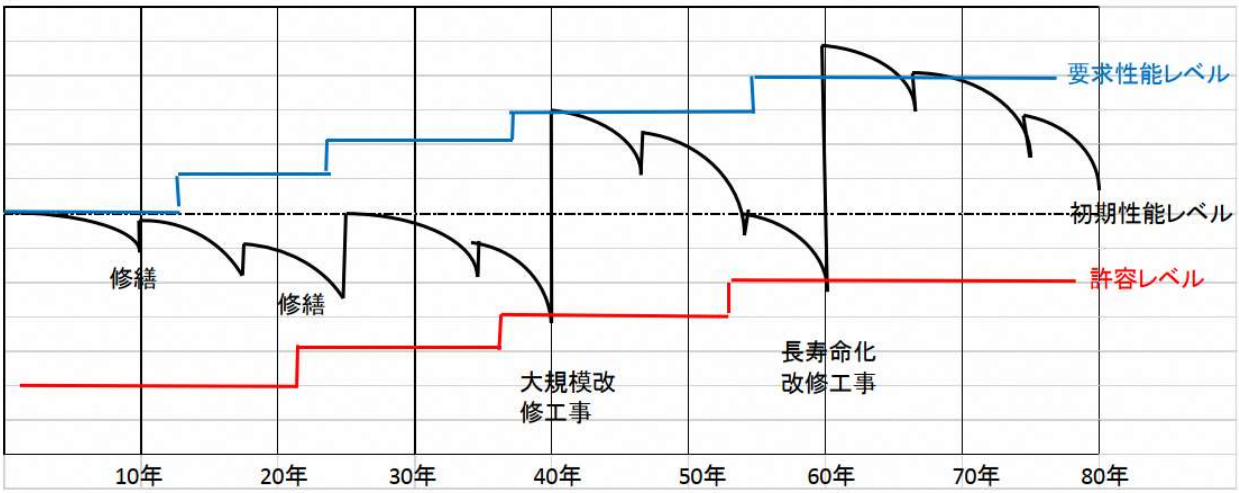

建築から 40 年まで：小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つ。

建築から 40 年経過：修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要。

※要求性能レベルは通常時間経過により上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれる。

（６）統合や廃止の推進方針

・危険性の高い施設や老朽化等が著しい施設については、施設の統廃合及び供用廃止を検討します。
・施設の統廃合及び供用廃止に伴う住民サービスの水準低下を最小限にするための可能性を検討します。

危険性の高い施設や老朽化等が著しい施設については、供用廃止（用途廃止、施設廃止）を検討し、必要に応じて他の施設との統合を進めます。

公共施設等統合や廃止では、住民サービスの水準低下が懸念されます。それを最小限にするために、公共施設コンパクト化の施設についての可能性を検討します。

（７）ユニバーサルデザイン化の推進方針

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられます。今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えていきます。

（８）脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策は令和 32（2050）年までにカーボンニュートラルの実現を法律的に明記することで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取り組み・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取り組みや企業の脱炭素化の促進を図る「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を令和 3（2021）年 3 月 2 日に閣議決定されました。また、日本は令和 3（2021）年 4 月に、令和 12（2030）年度において、温室効果ガス 46％削減（平成 25（2013）年度比）を目指すことに、さらに 50％の高みに向けて挑戦を続けることを表明しています。

これに伴い、改修や建替えの際は発電の導入や建築物における ZEB 注 3 の実現、省エネルギー改修の実施、再生可能エネルギーの設備導入を検討します。

注 3 ZEB（ゼブ）：NetZero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと

Ⅳ 施設類型ごとの管理に関する基本方針な方針

１．建築系公共施設（ハコモノ）に関する基本的な方針

本計画における公共施設やインフラ施設の整備については、乙部町過疎地域持続的発展計画や各種個別施設計画と整合性を図りながら、適切に推進します。

（１）町民文化系施設

町民会館は、大規模改修を実施していることから建物の状態も良好であり、公民館は、今後大規模改修を予定しています。利用状況も安定していることから、今後も適切な点検・修繕を行い、長期的に活用していきます。

その他、地区の集会施設や生きがい交流センターについても、多くの施設は利用状況も横ばいで推移しており、今後は地区の人口減少や施設の劣化状況等を勘案し、適切な維持管理を行っていきますが、老朽化が進んでいる建物については、活用方針、整備方針を再検討します。

（２）社会教育系施設

しびの岬自然体験館については、利活用を明確にし、除却も含め検討していきます。文化財保存センターについては、文化財の保存場所として維持管理を図ります。

（３）スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設については、利用者数は概ね横ばいで推移しています。

体育館、プール、いこいの湯については、今後大規模改修を予定しています。

その他の施設についても、利用状況や施設の老朽化状況を勘案しつつ、計画的な修繕による適切な施設の維持管理を図ります。

（４）産業系施設

産業系施設としては、契約野菜選別施設、組織培養施設、ミネラルウォーター製造工場等でいずれも町の産業を支える重要な施設であり、今後も長期的に活用していくことから、建物の劣化状況を把握し、修繕・維持管理等の対策を図ります。

（5）学校教育系施設

学校教育系施設としては、小学校 3 校、中学校 1 校、給食センターを有しており、比較的築年数の経過している乙部小学校、栄浜小学校、給食センターについては近年、大規模改修工事等を実施する等、建物は良好な状態を保っています。

人口減少が進む中、令和 4（2022）年 3 月に栄浜小学校が閉校されました。

学校教育系施設は地区の防災拠点としても重要な役割を担っていることから、今後も継続して計画的な修繕による適切な維持管理を図ります。

（6）教員住宅

教員住宅については、必要戸数の算定を行い、既存住宅の経年劣化を考慮しつつ、維持補修や除却等を進めていきます。

（7）子育て支援施設

2 施設ある子育て支援施設のうち、みさき保育園は現在休止中であり、除却を予定しています。

つくし保育園については、計画的な修繕により適切な維持管理を図りつつ、建替えも検討し、長期的に活用していきます。

（8）保健・福祉系施設

高齢化が進む中で利用者も概ね横ばいを示しています。

おとべ荘については、令和 5（2023）年 10 月に新施設が完成し、利用を開始しています。

在宅福祉保健複合施設（ケアセンター）については、今後大規模改修を予定しており、どちらも長寿命化を図ります。

高齢者ふれあいセンターについては、今後の活用方針や整備方針を再検討します。

（9）医療系施設

乙部町国民健康保険病院は、唯一の医療機関として、地域医療を担っていることから、医師の定着化に加え、診療施設の整備等により、長期利用を図っていきます。

ただし、医療の高度化や専門化などによる、二次、三次医療への対応は十分とは言えず、近隣の北海道立江差病院や函館市内等の総合（専門）病院に依存している状況です。

特に高齢化の進展とともに医療需要はますます必要とされており、診療内容の複雑化、多様化、更には在宅医療に対応していくために、地域医療と介護の連携強化等含め医療体制の整備を図る必要があります。

（10）行政系施設

役場庁舎については、本庁舎の耐震化改修や増築棟の防水改修を実施しており、今後も計画的な修繕等により適切な維持管理を図ります。

その他の書庫や格納庫については、建物の状態を把握したうえで、除却や建替えを検討します。

（11）公営住宅

公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画（令和 3（2021）年 3 月策定）に基づき、適切な管理を進めるとともに、計画については適宜見直しを図ります。

町有住宅についても、必要戸数の算定を行い、既存住宅の経年劣化を考慮しつつ、維持管理や除却等を進めていきます。

以下、乙部町公営住宅長寿命化計画より抜粋

■長寿命化に関する基本方針：

①ストックの状態の把握及び日常的な維持管理の方針

・公営住宅の整備・管理データを住棟単位で整理し適切な維持管理を行う。

・定期点検の実施や日常的な修繕等をデータベース化するなど、劣化の傾向を把握して予防保全的な維持管理計画を策定する。

②長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針

・現状における劣化の原因を的確に把握し、適切な補修対策を施すことによって補修箇所の再劣化を防止して計画外の補修コストの発生を防止する。

・劣化状況を踏まえた計画的な予防保全に組み入れ、ライフサイクルコストの縮減を図る。

・修繕・改修はコスト縮減のみではなく、快適な居住環境の提供や維持管理の容易さも視野に入れ選定する。

・修繕やグレードアップにより修繕周期の延長を図ることによりライフサイクルコストを縮減するとともに、更新事業費・事業量の平準化を図る。

（12）その他

移住体験住宅については、指定管理により運営され、建物自体もまだ新しいため、現状維持に努めます。

その他、貸館などにより、民間活用等の需要動向がある施設については、建物の状況を把握し、修繕や維持管理等の対策を図ります。

旧栄浜保育園等については、本計画の基本方針に基づき、今後の利活用の調整を行い、除却等を検討していきます。

２．土木系公共施設（インフラ）の管理に関する基本的な方針

（１）道路

町道、農道、林道については、定期的な安全点検を実施し、点検結果を踏まえた適切な改修を実施します。未舗装の町道については、住民移行や交通量等を踏まえた上で効率的な舗装を実施します。

道路沿いの草刈り作業、側溝の清掃作業、支障木伐採作業等については、住民との協働作業による維持管理を図ります。

（２）橋梁

橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画（令和 3（2021）年 2 月策定）に基づき、適切に管理を進めると共に、長寿命化修繕計画については適宜見直しを図ります。

以下、乙部町橋梁長寿命化計画より抜粋

■計画の基本的な方針：

〇点検マニュアルに基づき、専門家による橋梁点検を実施し、橋の健全度を把握します。
橋梁点検は、おおよそ 5 年毎に行っていく予定です。

〇それぞれの橋において、点検により把握した健全度に基づき、最適な修繕計画（低コストかつ長寿命化を図れる計画）を立案します。

〇全対象橋梁において、長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づいて順次、修繕を実施します。

〇点検および修繕した結果は、橋梁台帳および点検調書等に記入し電子データとして保存します。

〇損傷に対する日常の地道な対応が橋梁の長寿命化に大きな影響を及ぼすことから、比較的に容易に対応が可能なものは日常の維持作業で設置します。

（３）簡易水道・下水道

簡易水道については、水道の安定供給を行うため、今後は平成 28（2016）年に策定した経営戦略の見直しを行い、計画に基づいて適正な施設管理、保守点検を進めます。

下水道については、令和 3（2021）年度に策定した公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、適正な施設管理、保守点検をするとともに、長期保全のための計画的な改修、修繕を進めます。

また、漁業集落排水についても、ストックマネジメントの手法を取り入れた希望保全計画の策定を検討し、適正な施設管理、保守点検を進めます。

（４）公園

安全で安心な公園づくりを進めるため、トイレやベンチ、照明設備等を中心として改築・更新を進めます。改築・更新にあたっては、耐用年数の長い素材を用いる等の長寿命化対策を図り、ライフサイクルコストの削減を実現します。

また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持します。

（５）河川

河川の堤防の耐震点検を継続し、これの対策を行うとともに、河道改修を行うなど、安全性の向上を図ります。

３．公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果

（１）公共施設

個別施設計画の方針を実施した場合、財政効果は単純更新した場合は 53.6 億円、個別施設計画で長寿命化等を行った場合は 37.7 億となり約 15.8 億円のコスト縮減となり、一定程度の財政効果は見込めますが、依然として、厳しい状況が予想されることから、今後も、施設の適正配置、統廃合などの検討を進めていく必要があります。

【単純更新の費用】　（単位：千円）

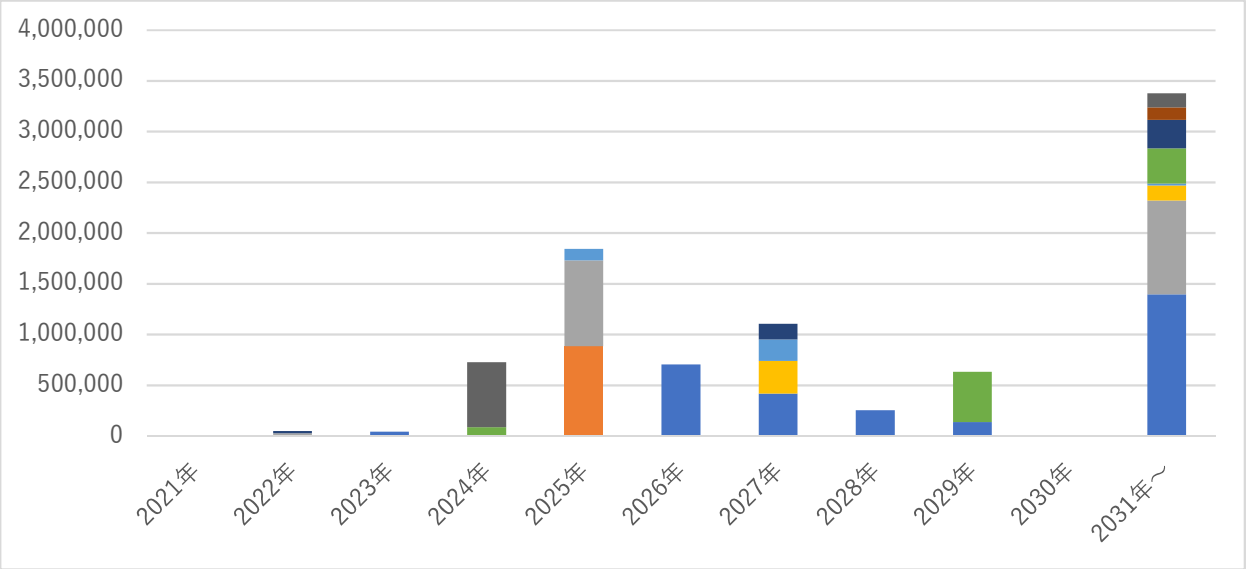

（単位：千円）

	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年	2029 年	2030 年	合計	2031 年～
町民文化系施設	0	0	40,852	0	0	704,680	416,812	254,220	138,116	0	1,554,680	1,394,260
社会教育系施設	0	0	0	0	886,036	0	0	0	0	0	886,036	0
スポーツ・レクリエーション系施設	0	26,352	0	0	842,821	0	0	0	0	0	869,173	925,074
産業系施設	0	0	0	0	0	0	321,977	0	0	0	321,977	148,471
子育て支援施設	0	0	0	0	113,259	0	210,524	0	0	0	323,783	19,909
保健・福祉系施設	0	0	0	87,717	0	0	0	0	494,571	0	582,288	347,959
行政系施設	0	23,776	0	0	0	0	157,316	0	0	0	181,092	278,768
医療系施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,976	3,976	124,348
その他	0	0	0	640,296	0	0	0	0	0	0	640,296	138,057
合　　計	0	50,128	40,852	728,013	1,842,117	704,680	1,106,628	254,220	632,687	3,976	5,363,301	3,376,846

【更新方針適用後の費用】

（単位：千円）

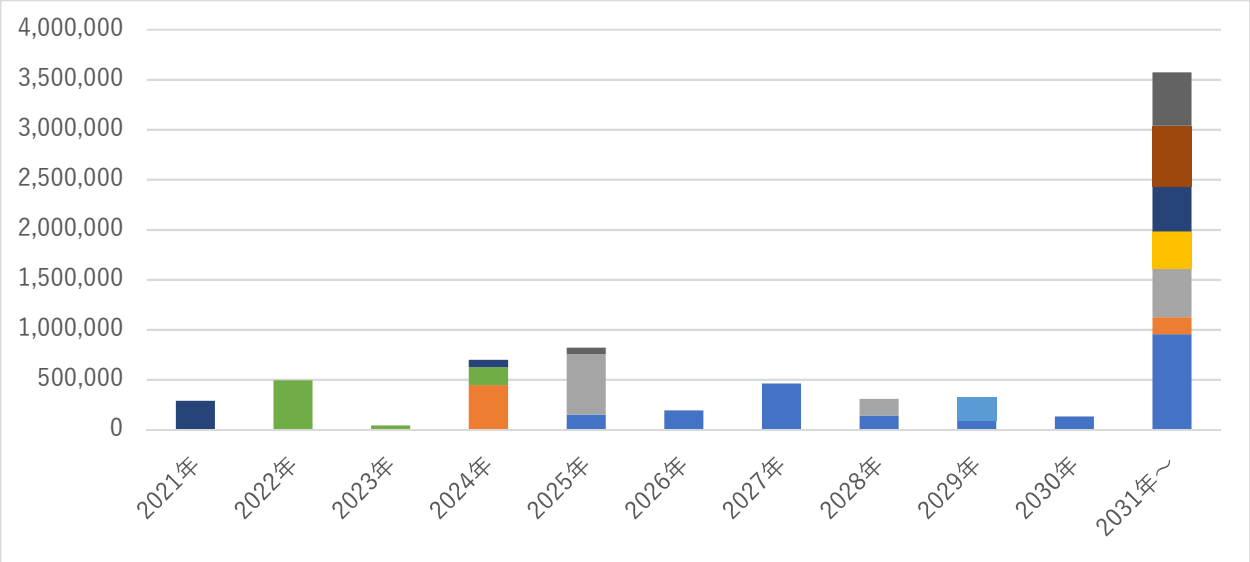

（単位：千円）

	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年	2029 年	2030 年	合計	削減額	2031 年～
町民文化系施設	0	0	0	0	153,610	195,808	464,053	144,070	91,368	134,594	1,183,502	△ 371,178	955,875
社会教育系施設	0	0	0	448,448	0	0	0	0	0	0	448,448	△ 437,589	169,500
スポーツ・レクリエーション系施設	0	0	0	0	603,282	0	0	165,360	0	0	768,642	△ 100,531	485,322
産業系施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 321,977	372,452
子育て支援施設	0	0	0	0	0	0	0	0	230,432	0	230,432	△ 93,350	0
保健・福祉系施設	0	494,571	45,188	179,251	0	0	0	0	0	0	719,010	136,722	0
行政系施設	288,880	0	0	71,284	0	0	0	0	0	0	360,164	179,072	448,990
医療系施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 3,976	605,115
その他	0	0	0	0	65,462	0	0	0	0	0	65,462	△ 574,834	533,385
合　　計	288,880	494,571	45,188	698,983	822,354	195,808	464,053	309,430	321,800	134,594	3,775,660	△ 1,587,641	3,570,639

（２）道路

令和３（2021）年に策定した乙部町舗装長寿命化修繕計画を基に道路の損傷状況や交通量を勘案して計画的に修繕を行い、投資額の平準化を図ります。

（3）橋梁

橋梁長寿命化修繕計画では、橋梁点検結果を基に、今後 60 年間の橋の劣化の進み方を予測し、修繕シナリオ別に発生する費用のシミュレーションを実施しました。

■大規模修繕シナリオ

全橋を使用できるまで使用し、老朽化が進んだ時点で大規模修繕・架替えとした場合、60 年間で約 25 億円の維持管理費用が発生する試算結果です。

■予防保全シナリオ

対象橋梁 41 橋について、事後的な対応（大規模な補修や架替え）の場合と適切な時期に修繕等を実施する予防的な維持管理の場合のコストについて比較しました。

橋梁長寿命化計画に基づき予防的な維持管理に転換することで、今後 60 年間で検討した場合では、事後的な対応の場合は約 25 億円、予防的な維持管理の場合は約 8 億円となり、約 17 億円の維持管理コストの縮減が見込めます。

なお、上記の費用は現時点での試算であり、今後の損傷状態の変化などによる計画の見直しにより、変動することが考えられます。

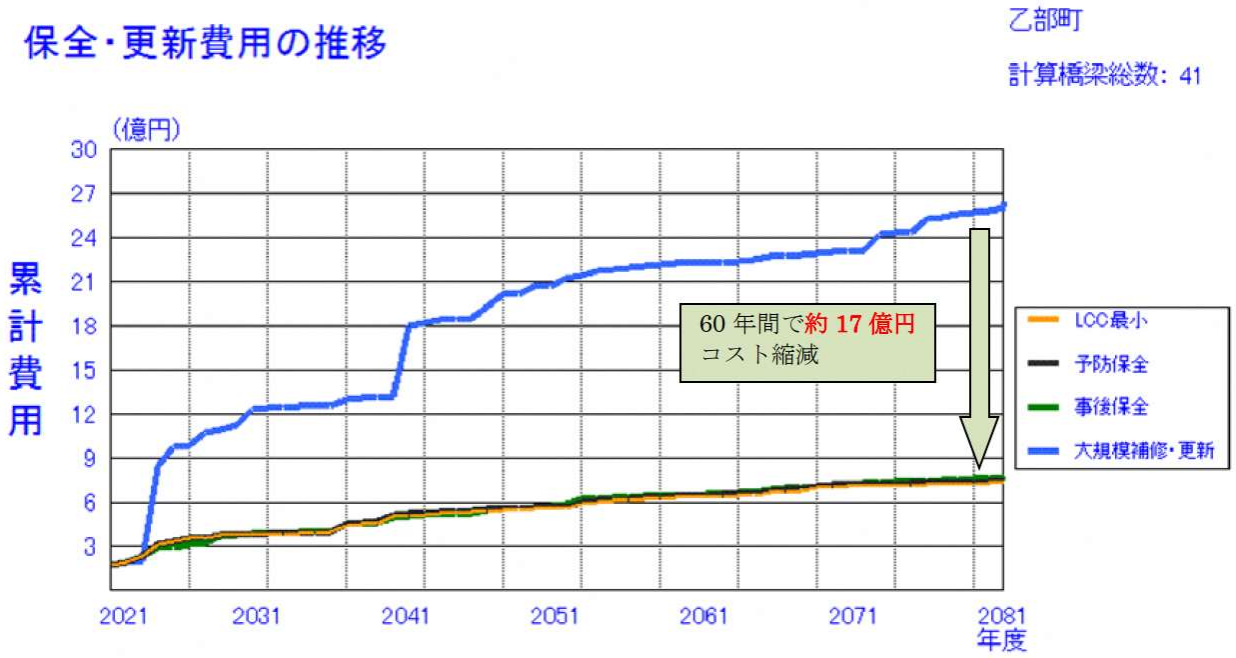

（4）水道

平成 28（2016）年度に策定した経営戦略の見直しを行い、対象施設の実情を踏まえ長寿命化（維持）を実現し、中長期的な更新投資の節減、投資額の平準化を図ります。

重要給水施設への導水管・配水管について耐震性のあるものに更新していきます。また、老朽管の計画的な更新を図ります。

４．公共施設等のコスト、数量に関する数値目標

現状のまますべての施設を大規模改修･建替えをしていくと、費用不足が発生します。対策として、次の 2 点が求められます。

・特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための、費用の平準化

・大規模改修・建替え費用を下げるための、保有施設総量の削減

ここでは、近年の投資的経費実績の水準で、保有する施設量をどれくらい削減すれば費用不足がどれくらい軽減されるかをシミュレーションします。

（1）シミュレーションの考え方

・平成 23（2011）年～平成 27（2015）年度における当町の公共施設等に関する事業費の平均額 3.1 億円を、将来にわたり毎年確保できるものと仮定します。

・大規模改修・建替え単価は 40 万円/㎡（すべて町債を発行し、金利 2%、25 年元利均等返済を想定）とし、ここから大規模改修・建替費用の総額を求めます。これと上記 3.1 億円の差から、費用の「不足額」を求めます。

※40 年間の大規模改修・建替え費用総額 311.3 億円を総面積 7.8 万㎡で除したもの。

・施設の管理運営単価は 6,300 円/㎡とし、ここから管理運営費の総額を求めます。

※平成 25（2013）年～平成 27（2015）年度の維持管理費を延床面積で除したもの。

・公共施設の保有面積を削減すると

⇒　大規模改修・建替え費用が削減され「不足額」は小さくなります。

⇒　施設の管理運営費が削減され、削減分を大規模改修・建替え費用に充当することができます。これを「充当額」とします。

・10、20、30 年後の各時点において、「不足額」「充当額」が均衡する保有面積削減量を求めます。

表　10、20、30 年後の各時点で大規模改修・建替えを迎えている施設の面積（単位：㎡）

H28 年度延床面積	10 年後（R7）	20 年後（R17）	30 年後（R27）	40 年後（R37）
77,788	45,117	61,971	77,788	77,788

※上水道施設、下水道施設を除く

（2）シミュレーション結果

実践は平成 28（2016）年から 10 年間（～令和 7（2025））、20 年間（～令和 17（2035））、30 年間（～令和 27（2045））における、削減された施設面積に応じた「不足額」です。点線はそれぞれの期間における施設面積の削減により生じた管理運営費の削減分（＝「充当額」）です。この実践と点線の交点が、「不足額」「充当額」の均衡点であり、その横軸の値がその期間までにおける適切な施設面積と考えることができます。

結果として、令和 7（2025）年までの保有面積は現在の 75%（25%削減）、令和 17（2035）年までは 66%（34%削減）、令和 27（2045）年まで 62%（38%削減）、令和 37（2055）までは 67%（33%削減）となりました。上記を踏まえ、計画期間の施設保有面積削減量の目標を以下のように設定します。

施設保有面積の削減目標（案）

令和 37（2055）年（40 年後）までに施設保有面積の 25～35%を削減

表　施設延床面積の削減

	～令和 7（2025）	～令和 17（2035）	～令和 27（2045）	～令和 37（2055）
保有面積割合（2016）	75%	66%	62%	67%
削減割合（現在比）	25%	34%	38%	33%

図　施設延床面積の削減と不足額・充当額

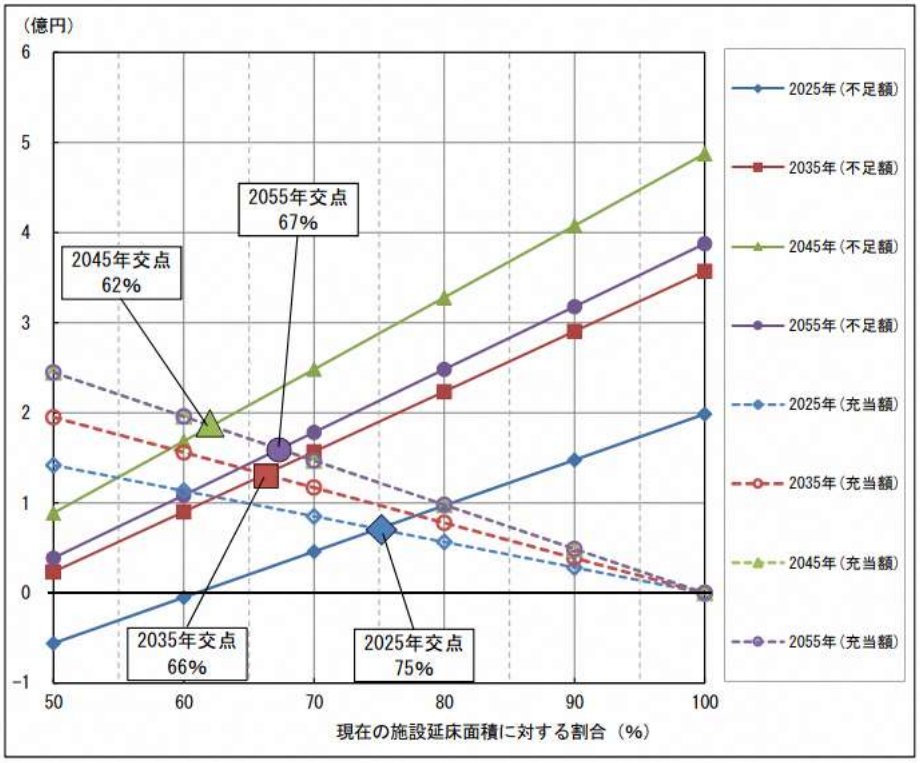

表　施設延床面積の削減と不足額

現在面積に対する割合	大規模改修・建替費用（億円）（A）				不足額（A-3.1 億円）			
	10 年	20 年	30 年	40 年	10 年	20 年	30 年	40 年
100%	5.1	6.7	8.0	7.0	2.0	3.6	4.9	3.9
90%	4.6	6.0	7.2	6.3	1.5	2.9	4.1	3.2
80%	4.1	5.3	6.4	5.6	1.0	2.2	3.3	2.5
70%	3.6	4.7	5.6	4.9	0.0	1.6	2.5	1.8
60%	3.1	4.0	4.8	4.2	0.0	0.9	1.7	1.1
50%	2.5	3.3	4.0	3.5	-0.6	0.2	0.9	0.4

表　施設延床面積の削減と充当額

現在面積に対する割合	充当額（管理運営費削減額）（億円）			
	10 年	20 年	30 年	40 年
100%	0.0	0.0	0.0	0.0
90%	0.3	0.4	0.5	0.5
80%	0.6	0.8	1.0	1.0
70%	0.9	1.2	1.5	1.5
60%	1.1	1.6	2.0	2.0
50%	1.4	2.0	2.5	2.5

V 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

1．総合的かつ計画的な管理を実現するための構築方針

・公共施設等マネジメント推進のための横櫛機能を持つ組織を構築します。
・総合的かつ計画的な管理を実現する体制の構築に対する５つの方針を検討します。

（1）公共施設等マネジメント組織体制の構築

厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、公共施設等は維持管理・更新等を的確に進めていくことが重要です。

そこで、当町としては、町有財産のあり方を庁内検討会のような各課に対し横串機能を持ち、公共施設に対して一元管理を行い、全体の調整機能を発揮しつつ、進行管理を行うと共に方針の改訂や目標の見直しを行う機能を持つ組織の構築を検討します。

（2）住民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働を促進する環境整備が不可欠です。

清掃や植栽管理等の通常業務については、住民団体による維持管理を継続することで住民自らの施設との意識を高めることにより、住民に開かれた公共施設を目指します。

（3）指定管理者制度、PPP および PFI の活用体制の構築

指定管理者制度、PPP および PFI の活用により、効率的で質の高い公共サービスを提供や、民間資金やノウハウを活用したサービスの質を充実、コスト削減が期待できることから、これらの活用体制の構築を進めます。

表　行政と民間のパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度。
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI	Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

（４）財政との連携体制の構築

公共施設等マネジメントの導入により必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めるとともに、財政課と密に連携します。また、公共施設等マネジメントによる事業の優先度の判断に応じた予算配分の仕組みについては今後検討します。

（５）職員研修の実施

全庁的な公共施設等マネジメントを推進していくには、職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。

そのため、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する職員の意識の向上に努めていきます。

２．フォローアップの実施方針

・本計画に基づき、必要な施設等について具体的な個別計画を策定し、作成済みの計画については計画を実施するとともに、定期的に公共施設等の管理状況を評価するなどし、随時、フォローアップを行います。

（１）計画の進行管理

本計画に基づき作成された各個別計画を基に公共施設等の建設や大規模改修、長寿命化改修、統廃合、更新を実施します。また、維持管理する公共施設等に対しては、定期的に劣化度・利用度・コスト等の評価を実施し、評価結果に応じて個別計画を見直します。

また、本計画についても社会情勢の変化等に応じて適宜見直します。

（２）議会や住民との情報共有

総合管理計画の進捗状況等についての評価結果並びに評価に基づく変更や対策活動は、議会や住民に適宜報告を行い、住民と行政が問題意識・情報を共有できる環境整備に努めます。

3．PDCA サイクルの確立

本計画は公共施設マネジメントに PDCA サイクルを採り入れ、常時、Plan（計画）➡Do（実行）➡Check（評価）➡Action（改善）を意識することにより、計画自体を継続的に改善していきます。

施設所管課は、本計画に基づいて施設ごとに再編計画や保全計画を作成し、効果の検証と課題等を確認、内容の検討を繰り返すことにより、適正な計画へと見直しを行います。

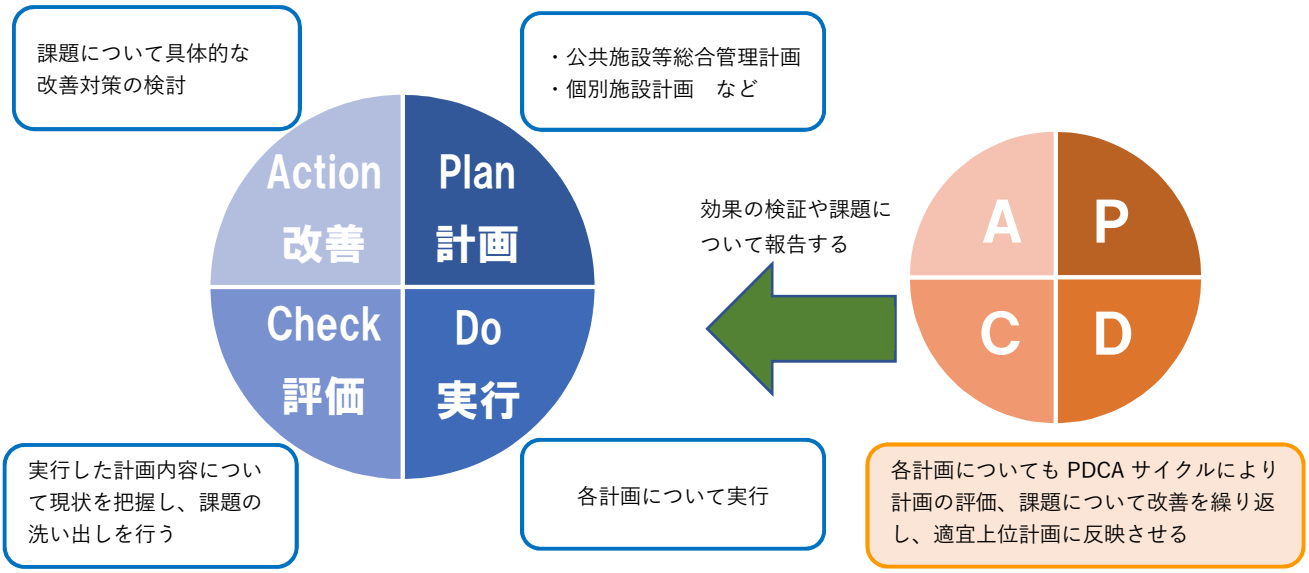

乙部町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月発行
（令和４年３月改訂）
（令和６年３月改訂）
〒043-0103　北海道爾志郡乙部町字緑町 388 番地
Tel　0139-62-2311
Fax　0139-62-2939